

徳島市水道局建設工事等郵便入札試行要領

(目的)

第1条 この要領は、徳島市水道局契約規程（昭和42年12月4日水管規程第21号。以下「契約規程」という。）に基づき、徳島市水道局（以下「水道局」という。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事をいう。以下同じ。）及び建設工事に関する測量、調査、設計業務等の委託に係る競争入札手続を郵便により行う入札（以下「郵便入札」という。）の試行に関して、契約規程その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(入札の公告等)

第2条 郵便入札を行う場合は、徳島市契約規則（平成3年徳島市規則第5号）第5条第2項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を公告、情報開示又は通知（以下「公告等」という。）するものとする。

- (1) 入札書の送付先
- (2) 入札書の到着期限
- (3) 入札書の提出方法
- (4) 開札の場所及び日時
- (5) 郵便入札の条件に反した入札を無効とする旨
- (6) その他必要と認める事項

2 郵便入札対象である旨を入札参加者に明示するため、入札の公告等に記載するものとする。

(参加申請手続)

第3条 郵便入札に参加する場合の競争入札参加資格確認申請書及び申込関係書類の提出方法は、原則として郵送によるものとする。

(入札関係書類の郵送)

第4条 水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、入札参加資格が有ると認められた者に対し、入札書、委任状及び水道局が指定する入札書郵送用指定封筒（以下「指定封筒」という。）を決定通知又は指名通知の際にあわせて郵送するものとする。

(入札書等の郵送)

第5条 前条の入札に関する書類の送付を受けた者は、入札書に必要事項を記入し、記名押印（押印は、あらかじめ使用印として水道局に届け出た印判に限る。）した上で、必要事項を記入し、記名押印した内訳明細書とともに指定封筒に封入し、郵便事業株式会社徳島支店留の一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、入札書到着期限までに到着するように郵送しなければならない。

- 2 入札書及び内訳明細書の郵送開始日は、原則として、到着期限の10日前の日とする。
- 3 郵送した入札書及び内訳明細書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

(入札の辞退)

第6条 原則として、入札書郵送後の入札辞退は認めない。ただし、入札書の郵送後に配置予定技術者が配置できなくなった場合など、参加資格を喪失したと認められる場合は、開札までの間は参加資格喪失の届出(任意様式)を受け付けるものとし、無効の扱いとする。

2 入札書が到着期限までに到着しなかった場合は、当該入札を辞退したものとみなす。

(開札)

第7条 管理者は、入札者又はその代理人(以下「入札者等」という。ただし、代理人の場合は、委任状を提出した者に限る。)の立ち会いの上で、開札を行うものとする。この場合において、入札者等が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

2 前項の開札の場所及び日時は、入札の公告等に示すものとする。

(くじによる落札者の決定)

第8条 前条第1項の開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、管理者が指定する場所及び日時において、当該同価の入札に係る入札者等にくじを引かせて落札者を決定するものとする。ただし、くじを引くべき入札者等全員が開札に立会いしている場合は、開札後にくじを行うものとする。

(再入札)

第9条 郵便入札における入札回数は1回とし、再入札は行わないものとする。

(入札の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 第4条に規定する指定封筒以外の封筒で入札書を郵送した入札
- (2) 第5条第1項に規定する方法以外で入札書を提出した入札
- (3) 指定封筒に件名又は差出人名が記載されていない入札
- (4) 指定封筒記載の件名又は差出人名と同封された入札書の件名又は入札者名が相違する入札
- (5) 入札書が到着期限を過ぎて到着した入札

(落札者への通知及び入札結果等の公表)

第11条 落札者への通知は、開札に立会いをしている場合は口頭で、いない場合は電話連絡等により行うものとし、入札案件ごとの入札結果等を次の方法により公表するものとする。

- (1) 水道局総務課閲覧所での閲覧
- (2) 水道局のホームページへの掲載

(入札の延期、停止又は中止)

第12条 管理者は、郵便入札において、事故が発生した場合又は不正な行為等により必要があると認められるときは、入札の延期、停止又は中止をすることができる。

附 則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成21年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行日前に公告等をした建設工事等については、この要領による改正前の要領の規定の例による。